

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年10月12日（平成28年（行情）諮問第618号）

答申日：平成29年9月4日（平成29年度（行情）答申第189号）

事件名：労働保険審査会裁決のうち「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づいた事案で特定期間になされた裁決に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「平成27年度の労働保険審査会裁決のうち、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づいた事案で、平成27年4～6月に裁決したもの。資料のリストを含む。」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月22日付け厚生労働省発基0622第1号ないし第38号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、「平成27年度の労働保険審査会裁決のうち、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づいた事案で、平成27年4～6月に裁決したもの。」として開示請求したものであり、処分庁により38件を特定し、本件処分（部分開示）がなされたものである。
- (2) 処分庁は、法5条1号および法5条2号該当を理由に、一部情報を不開示とした。
- (3) 審査請求人は、後述する部分を除き、特定の個人を識別する情報として、その氏名・住所・生年月日・申述及び主張内容の一部・特定年月日の一部・特定医療機関の名称・特定状況の一部を、特定法人情報として、

その法人名称を不開示とする処分には同意できる。

しかし、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、上記以外の情報を不開示とする処分には次のとおり理由がなく取り消されるべきものとする。

- (4) 個人に関する情報のうち、①従事した業務の種類については、特定の個人を識別することはできず、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれもない。労働保険審査会のホームページのうち「主な裁決例」においては裁決年度を特定し、事件番号を明示した上で従事した業務の種類をり患疾病名とともに公開しており、実質的には法5条1号イの公開情報に該当している。また、同ホームページ「裁決事案一覧」においても従事した業務の種類をり患疾病名とともに記載している。これらによって個人の権利利益を害する事件が発生したとの発表もない。従って従事した業務の種類は公開されるべきである。
- (5) 次に、特定年月日のうち、②被災者の生年等年齢層がうかがえる情報および③保険事故発生年月、並びに④労働保険審査会が認定した事項のうち、各月および3か月乃至6か月等発症前の労働時間も、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれはなく、従って法5条1号に該当せず、公開されるべきである。
- (6) 本件対象文書である労働保険審査会裁決は「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号）に基づいた処分が記載されており、別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下、第2において「別表1」という。）に照らした検討がその中心となっている。申述及び主張内容並びに特定状況の中には、争点となった特別な出来事および特別な出来事以外、あるいは業務以外の心理的負荷に係る事実の記載およびそれらに係る評価が記載されているものと思われる。これらのうち、別表1の具体的出来事の項目番号、類型、平均的な心理的負荷の強度欄具体的出来事については、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれはなく、従って法5条1号に該当せず、公開されるべきである。
- (7) 処分庁は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、申述及び主張内容の一部並びに特定状況の一部を指摘しているが、そのことを以って、請求人の再審査請求理由要旨、公開審理の主張要旨、医師による鑑定意見書の要旨、地方労災医員協議会精神障害等専門部会の作成した意見書などそのすべてを不開示とすることは、法の趣旨を否定する行き過ぎた判断であると言わざるを得ない。

争点となった特別な出来事および特別な出来事以外、あるいは業務以

外の心理的負荷に係る事実認定部分とその評価部分については、一語一語について、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれが具体的にあるか否かの検討をした上で極力開示情報と判断するべきである。

特に、地方労災医員協議会精神障害等専門部会の作成した意見書については、法の趣旨に照らして積極的に開示するべきである。

- (8) ところで、過労死等防止対策推進法の施行、職場のパワーハラスメントとこれに係る個別労働紛争解決処理法による労働相談の急増等に言及するまでもなく、現在メンタルヘルスに係る問題が我が国の重要かつ喫緊の社会的課題となっており、行政の対応も最重要視されているところであり、国民的関心事と言わざるを得ない。特に、労働者災害補償保険法による労働者の迅速かつ公正な保護が実現されているか、労働者及びその遺族の援護が十分に図られているかについて、担当行政庁は丁寧に説明する責任があり、従って積極的な情報開示が求められている。

このような社会的要請から、申述及び主張内容並びに特定状況のうち、争点となった特別な出来事および特別な出来事以外、あるいは業務以外の心理的負荷に係る事実の記載およびそれらに係る評価は、法5条1号口または同条2号ただし書に規定する情報に該当するのであるから、開示するべきである。同様の理由から、これらの情報は法7条の規定により開示されるべきである。

一般的に、過労死等業務によりその生命を絶たれ、あるいは人生の貴重な時間を精神の治療のために費やさざるを得なかった被災者とその家族の中には、心理的負荷による精神疾患という特殊性もあり、当事者の主張を広く世間に知ってもらいたいと望む当事者も多い。それであれば、法13条の手続きを積極的に活用し、第三者としての被災者とその家族に意見を求め、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれが明白かつ具体的にある場合を除いて、開示するべきである。

- (9) 上記のとおりであるから、原処分は取り消されるべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年4月29日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「平成27年度の労働保険審査会裁決のうち、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づいた事案で、平成27年4～6月に裁決したもの。資料のリストを含む。」に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、平成28年6月22日付け厚生労働省発基0622第1号ないし第38号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者はこれを不服として、同年7月13日付け（同月14日

受付)で審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

原処分において不開示とした部分については、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法5条1号及び2号イに基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考えます。

## 3 理由

### (1) 労働保険審査会について

労働保険審査会は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)25条に基づき、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)38条及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)69条の規定による再審査請求の事件を取り扱わせるため、厚生労働大臣の所轄の下に設置されている機関である。

### (2) 本件対象文書について

請求者が開示を求める文書は、労働保険審査会が平成27年4月ないし6月に裁決を行った再審査請求事件のうち、その裁決に当たって平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき検討を行った事件の裁決に係る文書と考えられることから、本件開示請求を受けてこれを探索したところ、38件の裁決書が認められたので、これらを本件対象文書として特定した。

裁決書は、労働保険審査会に再審査請求がされた事件のうち、審理を経て合議をした結果を再審査請求人等関係者に対して通知した行政文書であり、具体的には「再審査請求の趣旨及び経過」、「再審査請求の理由」、「原処分庁の意見」、「争点」、「審査資料」及び「事実の認定及び判断」で構成されている。

### (3) 不開示情報該当性について

#### ア 法5条1号について

本件不開示部分には、再審査請求事件に係る再審査請求人、再審査請求代理人等の氏名、住所、生年月日等、個人に関する情報であって、特定個人が識別することができる情報が記載されており、当該情報は法5条1号に該当し、かつ、同号ただし書きイないしハのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

また、本件不開示部分には、再審査請求人の雇い入れ年月日、請求に係る処分日、負傷年月日、医療機関名、医師名、受診日、再審査請求人の主張、利害関係者・家族等との会話・メール内容、労働日数・労働時間数、裁決年月日、関係資料の作成・提出年月日、再審査請求人の住所等を管轄する自治体名・全国健康保険協会支部名・支部長氏名・警察署名等、労働保険再審査請求の経緯等が詳細かつ具体的に記載されており、中には、再審査請求人の趣味・性格、仕

事上のミス・人事評価内容，借入金の状況，アルコール依存状況，ギャンブル歴等の内容が含まれている。

これらの情報は，再審査請求人・利害関係者・家族等の個人に関する情報であり，また，機微にわたる私的な情報であって，一般的に他人に知られることを忌避する性質のものであるとともに，近親者や医療関係者であれば識別できる可能性が高いものである。したがって，公にすることにより，特定個人を識別できる情報又は特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであり，法5条1号に該当し，かつ，同号ただし書きないしハのいずれにも該当しないため，不開示とすることが妥当である。

#### イ 法5条2号イについて

本件不開示部分には，再審査請求事件に係る法人に関する情報であって，事業場を特定する情報やその規模，作業の請負に関する情報，被害状況や対応の概要，災害発生現場の状況等が含まれており，これらが公にされた場合，重篤な労働災害を発生させたことあるいは安全確保への取組みの不十分さや事業運営状況を推認させること等により，本件災害に関係する法人に対する信用を低下させ，取引関係や人材の確保等の面において同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから，法5条2号イの不開示情報に該当するため，不開示とすることが妥当である。

#### (4) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち，別表の3欄に掲げる部分については，法5条各号の不開示情報のいずれにも該当しない情報と認められることから，諮問に当たり開示することとする（別表省略）。

#### 4 請求者の主張について

請求者は，審査請求書の中で，被災者の生年等年齢層がうかがえる情報，保険事故発生年月，発症前の労働時間，申述及び主張内容並びに特定状況については個人の権利利益を害するおそれがなく，法5条1号に該当しない等主張しているが，本件対象文書に係る不開示情報該当性については，上記3（3）で述べたとおりである。

なお，争点となった特別な出来事および特別な出来事以外，あるいは業務以外の心理的負荷に係る事実認定部分とその評価部分については，一語一語について，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれが具体的にあるか否かの検討をした上で極力開示情報と判断すべきである等と主張するが，個人の権利利益を害するおそれがある再審査請求人等個人の主張及び個人が特定される情報を除き，開示を行っているところであり，上述の裁決事例としても積極的に情報開示を行っているところである。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象文書については、原処分の一部を変更し、上記3(4)に掲げる部分については新たに開示した上で、その余の部分については、法5条第1号及び2号イに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年10月12日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月27日 審議
- ④ 平成29年7月13日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年8月31日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「平成27年度の労働保険審査会裁決のうち、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づいた事案で、平成27年4～6月に裁決したもの。資料のリストを含む。」(本件対象文書)の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書として38件の裁決書を特定し、各裁決書の一部について、法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とする各決定(原処分)を行ったところ、審査請求人は、不開示とされた部分のうち、特定個人の氏名、住所、生年月日、特定医療機関の名称等を除く部分の開示を求めている。

諮問庁は、諮問に当たり、不開示とした部分のうち、その一部を新たに開示した上で、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

当審査会において見分したところ、本件対象文書は、特定個人又はその遺族が、労働者災害補償保険法による災害補償給付に関する処分を不服として、労働保険審査会に対して再審査請求を行った事件について、労働保険審査会が審理を経て合議をした結果を再審査請求人等へ通知した裁決書であると認められることから、各裁決書ごと一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

法5条1号ただし書該当性について検討するに、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、

同号ただし書イに該当せず、かつ、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、審査請求人が開示を求めている再審査請求人（特定個人又はその遺族）及び再審査請求人代理人の氏名、住所及び生年月日を除く部分には、再審査請求人が主張する特定個人の災害補償給付に関する労働災害の個別具体的な状況、鑑定を実施した医師による診断結果や関係者からの聴取内容等が記載されており、関係者等一定範囲の者には、特定個人が誰であるかが特定される可能性があり、かつ、これらの情報は、通常、他人に知られることを忌避する性質の特定個人の機微にわたる私的な情報であり、個人識別部分を除いたとしても、これを公にすることにより、なお特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、部分開示できない。

したがって、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとする部分は、法5条1号に該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、法7条の公益上の理由による裁量的開示をすべきである旨主張しているが、上記2のとおり、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当であると判断した部分について、これらを開示することに、これらを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとは認められないことから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした各決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号に該当すると認められるので、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

### (第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子